

令和2年9月2日

第102回 神戸市個人情報保護審議会

自治会情報管理システムの構築について

(市長室)

神戸市長広報第 672 号
令和 2 年 9 月 2 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

自治会情報管理システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限について」)

担当：市長室広報戦略部広報課

自治会情報管理システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限について」)

【個人情報】

自治会名
自治会名（ふりがな）
自治会長名
自治会長名（ふりがな）
自治会長の郵便番号
自治会長の住所
自治会長の電話番号
自治会長の就任年月日
前任者
前任者連絡先

回覧物受取担当者氏名
回覧担当者住所
回覧担当者電話番号
回覧担当前任者氏名

市政広報ポスター担当者氏名
市政広報ポスター担当者住所
市政広報ポスター担当者電話番号
市政広報ポスター担当前任者氏名

役員就任年月
会長生年月日

【個人情報以外の情報】

統合後連番
活動状況
認可番号
送付不要自治会チェック
通し番号
回覧物の送付部数
不着
回覧用送付先の有無
ポスターの送付部数
ポスター送付先の有無
最終更新日

区分（自治連加入／非加入区）
マンション 団地（該当すればチェック）
世帯数
班、組数
掲示板（部数）
地域（つなぐラボ情報）
送付するも宛先不明
備考
修正履歴
除外

自治会情報管理システムの構築について

1. 趣旨

神戸市では、役員の住所氏名を含んだ自治会情報を、それぞれの自治会やマンション管理組合などから任意で提供していただき、市長室広報課、企画調整局つなぐラボおよび各区まちづくり課で有しており、地域活動の支援や市政情報の周知などそれぞれの目的のために利用している。

各課で有する自治会情報は、Access や Excel など課ごとに異なるフォルダで管理している。そのため、自治会から役員の変更などの届け出があった場合には、届け出をコピーして庁内メールで他の課へ送付し、それぞれに情報の更新を行うという作業が発生している。

そこで、データベース型の業務アプリ構築クラウドサービスである「kintone」を利用して、自治会情報管理システムを構築し、各課において効率的に個人情報の管理を行う。

なお、クラウドへの接続には総合行政ネットワーク（以下、LGWAN）を用いる予定である。

2. 事務の流れ

LGWAN に kintone で作った自治会管理システムを置き、市長室広報課、企画調整局つなぐラボおよび各区まちづくり課が保有する情報を整理し保存する。

・【新規入力・更新作業】

- ① 自治会役員が役員変更等の連絡または届出をいずれかの所管課に行う。
- ② 受領した課の職員が事務処理 PC からプロキシサーバ（所管課の担当者だけが LGWAN へのアクセスが可能となる）を経由して、kintone にアクセスし、新規または変更箇所の入力を行う。
- ③ 所管課職員は定期的に LGWAN-ASP サーバにアクセスし、閲覧・確認を行うとともに、必要に応じて事務処理 PC にデータをダウンロードし、集計を行う。
- ④ 紙で受領した届出は、各区役所で保管する（本庁で受領した場合は、庁内メールで区へ送付する。）

必要に応じて、事務処理 PC で閲覧やエクスポートなどを行う。

3. 効果

各課が保持していたデータを一元管理できることになり、また、データの変更も1課の作業で完結するため、データの齟齬が生じる恐れや変更のタイムラグが無くなる。

4. 実施計画

令和2年9月～ 各課が保有している自治会情報の突合・整理

(仮称)自治会情報管理システムの開発

(仮称)自治会情報管理システム運用テスト、既存データの移行、機能改善の検討

令和2年10月～ (仮称)自治会情報管理システム運用開始

5. 処理件数等

自治会情報：約4,000件を入力・随時更新

市政広報ポスターの送付：約21,000通/年

地域団体向け情報誌「まちなね」の送付：約5,200通/年

ごみ出しルールの変更などの送付：1回あたり約3,000通

※この他に随時、名義変更、廃止等の処理を実施。

6. 個人情報保護対策

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ① ファイアウォールの設置により外部からの不正アクセスを防止する措置の取られたクラウドサービスを使用する。
- ② 事務処理用PCからクラウドサービスへの接続は、専用線による接続を行い、情報漏洩を防止する。
- ③ コンピュータウイルス等対策ソフトウェアを導入するなど、コンピュータウイルス等への感染防止対策が適切に行われているクラウドサービスを使用する。
- ④ 監視カメラおよび個人認証システム(ICカード、生体認証等)による入退室

管理等のセキュリティ対策が実施されているクラウドサービスを使用する。

- ⑤ システムへのログインは、IDとパスワードによる認証を行うことで、関係者のみに限定する。

(2) 運用上の保護

- ① 申請者等からの個人情報（氏名・住所等）及び申請・届出事項は、全て適切に管理されたサーバ側で保存する。
- ② 適切に管理されていることを確認するために、本市は必要に応じて、クラウドサービス事業者から報告を求める。
- ③ また、サーバからは適切な管理の下、定期的なメンテナンス時に不要データを残さない運用を行う。
- ④ 紙媒体で収集した個人情報は、施錠された書庫に保管するとともに、定められた保存期間が経過した段階で、速やかに適正な方法で処分する。
- ⑤ 個人情報の適正な取り扱いを確保するため、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理についての点検を行う。

入力フォームを利用した自治会情報の届出および
共有業務に係るクラウドサービス(LGWAN-ASP)の活用

